

告 示

埼玉県告示第百五号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和三年埼玉県告示第九十九号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止する場所について、次のとおり解除する。

令和三年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止を解除する家畜等

家きん及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止を解除する日

令和三年一月二十八日

三 禁止を解除する場所

春日部市倉常及び児玉郡神川町の区域内に存する農場であって、家畜防疫員が家きんを移動及び移出させてはならない旨を指示した農場